

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	49 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの期間、58年4月から60年3月までの期間及び平成元年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から50年3月まで
② 昭和58年4月から60年3月まで
③ 平成元年3月から同年5月まで

私は、昭和48年11月に国民年金に任意加入してから、ずっと国民年金保険料を納付していたが、途中で未納期間があることに気が付いたので、納付できる期間の保険料をまとめて納付した。

第3号被保険者から第1号被保険者となった際も種別変更手続きを行い、国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間①の前後の期間を通じて、申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の5か月と短期間である申立期間①の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②のうち昭和59年度については、申立人は、未納期間があることに気が付いたので、納付できる期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人が所持するメモに記載されている金額は、同年度及びその直後の60年度の保険料額の合計金額と一致しており、そのメモに記載されている日付から、当該メモは、昭和61年3月ごろに作成されたものであると推認され、その時点において、昭和59年度は、過年度納

付により保険料を納付することが可能な期間である上、60年度の保険料は納付済みとされていることから、申立人が申立期間②のうち59年度の保険料を納付したと考えるても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間②のうち昭和58年度については、申立人は、国民年金に任意加入してから、ずっと国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、上記のとおり、申立人は、昭和48年11月に国民年金に任意加入してから申立期間②の直前の58年3月までの保険料をすべて納付していたものと推認される上、申立期間②のうち昭和59年度の保険料は、過年度納付されていたものと推認されることから、申立人が、途中の12か月と短期間である58年度の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間③については、申立人は、第3号被保険者から第1号被保険者となった際も種別変更手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、平成元年6月に社会保険事務所（当時）において交付されたものと推認される年金見込額回答票を所持しており、その時点においては、国民年金の種別変更手続を行うこと、及び申立期間③の保険料を納付することは可能であることから、申立人が、3か月と短期間である申立期間③の保険料を納付したと考えるても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3600

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月及び同年3月

私は、昭和59年2月ごろ、それまで勤めていた会社で厚生年金保険に加入していたため、途切れずに年金に加入しようと思い、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後勤めた会社から、申立期間当時の国民年金保険料は自分で納付するように言われ、給与の中から、銀行で納付書に現金を添えて納付した。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間中の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から61年3月まで

私は、昭和53年10月ごろ、友人に勧められ、市役所で国民年金の加入手続きを行い、61年4月に国民年金第3号被保険者となるまで国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和53年10月ごろ、国民年金の任意加入手続きを行い、国民年金保険料を納付し続けていたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳及び特殊台帳から56年4月26日の資格喪失日が記載されており、途中の申立期間のうち55年10月から56年3月までの期間については、国民年金保険料を納付していたとの主張も不合理なものではない。

また、国民年金保険料を申立人の夫の給料をもとに納付していたとする申立人の主張については、申立期間当時、その夫は厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の保険料を納付できる十分な資力があったものと推認できる上、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は見受けられない。

さらに、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

2 一方、申立人は、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者となるまで国

民年金保険料を納付し続けていたと主張しているが、上記のとおり、年金手帳及び特殊台帳により、56年4月26日に資格喪失している記録が確認できることから、申立期間のうち同年4月から61年3月までの期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 40 年 4 月までの期間、44 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 40 年 4 月まで
② 昭和 44 年 2 月から同年 5 月まで
③ 昭和 44 年 7 月及び同年 8 月

私の国民年金については、私が勤務していた会社を辞めるたびに、母親が加入手続きを行い、保険料も納付していた。

申立期間②については、記録では国民年金には未加入とされているが、当時加入していたことが確認できる国民年金手帳を所持している。

申立期間①、②及び③について、国民年金に未加入とされ保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③は、それぞれ 8 か月、4 か月、2 か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立期間の前後を通じて A 業を営んでおり、安定的な収入があったとされていることから、申立人の保険料を納付できるだけの資力を常に有していたものと考えられる。

2 申立期間②について、申立人が所持している昭和 44 年 4 月 7 日付け発行の国民年金手帳では、申立人が申立期間②は国民年金に加入していることが確認できるとともに、当該国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、統合された時期は不明であるものの、48 年 1 月に申立人へ付与された別の国民年金手帳記号番号と統合されていることが確認できることから、申立期間②が未加入期間とされていることは、行政の記録管理に誤り

があったものと認められる。

また、申立人の前後の国民年金手帳記号番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立期間②に係る国民年金加入手続は、申立人が昭和 44 年 2 月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失して間もない同年 4 月に行われたものと認められるが、加入手続を行ったにもかかわらず、国民年金保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

3 申立期間③についても、申立期間②において申立人の国民年金加入手続を適切に行ったその母親が、昭和 44 年 7 月に申立人が厚生年金保険被保険者資格の喪失をした後、申立人の国民年金加入手続を行わなかったとは考えにくく、申立期間②と同様に加入手続を行ったものとするのが自然である。

4 当委員会の調査において、申立人のように同一区内において全く転居していないにもかかわらず、別の国民年金手帳記号番号が重複して付与されている事例が、申立人が申立期間当時に居住していた区について散見されることを踏まえると、申立期間①においても別の国民年金手帳記号番号が付与された可能性も否定できない。

また、申立期間①直前の昭和 39 年 4 月まで同居していた申立人の姉については結婚により別居するまでの期間の国民年金保険料が納付済みになっており、申立人は口頭意見陳述において、姉が結婚して家を出るまでの期間の保険料については申立人の母親がすべて納付していたことを鮮明に記憶していることがうかがわれることから、申立期間①の保険料についても、申立人の母親が納付していたものと考えられる。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、私の夫が昭和 44 年 4 月に会社を退職して A 業を始めてからしばらくしたころ、義母から国民年金の加入を勧奨する旨の手紙が届いたことから、市役所に行き夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料について、納付場所をはっきり記憶していないが、夫の知人から、さかのぼって保険料を納付できることを聞いていたことから、間違いなく過去にさかのぼって保険料を納付したはずであり、その際、窓口の担当者に「主人が転職して独立した時期までさかのぼって納付します。」と話したことも記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義母からの国民年金の加入を勧奨する手紙を受け取ったことから、市役所で国民年金の加入手続を行い、昭和 44 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口の担当者に「主人が転職して独立した時期までさかのぼって納付します。」と話したことを具体的かつ鮮明に記憶している上、その夫から、申立人が市役所で国民年金の加入手続を行い帰宅した時に、申立人から国民年金保険料をさかのぼって一括して納付した話を聞いた旨の証言が得られていることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人の夫の保管する確定申告書によると、当時、その夫の事業は順調に推移していたものと推認できる上、申立人は、申立期間後の国民年金

保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められることから、申立人が申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情はうかがえない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入手続日より昭和 50 年 11 月と推認でき、この時期は第 2 回特例納付が行われていた期間である上、申立期間は国民年金の強制加入期間であり、かつ、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるものの、申立人と同時期に加入手続をしたと推認できる者の中に、申立期間が納付済みとなっている者が確認でき、しかも、その者については、「特殊記録有」とのオンライン記録があるにもかかわらず、制度上存在するはずの特殊台帳が無いことから、当時、行政側において制度どおりの適正な運用を行っていなかったものと認められ、申立人についても同様に納付を受け付けていた可能性が指摘されることから、申立期間は納付が可能であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3604

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月

私は、高校を卒業して、アルバイトや契約社員として働いていたころ、母親から将来のことを考えて国民年金に加入するように勧められたので国民年金に加入した。国民年金保険料については、自宅近くの金融機関で納付した。納付した保険料については、申立期間を含め、領収書を見て保険料額をメモ用紙に転記したものを残しており、前回の申立てではこのメモ書きが信憑性^{びよう}があるとして認められた。今回の申立期間は、前回の申立てで漏らした期間なので、申立期間の保険料納付を認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の職業に変更はなく、生活上の大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、平成5年の転居に伴い、それまで納付していた国民年金保険料の領収書を廃棄するに当たって、当該領収書から転記したとするメモ用紙を所持しており、それには、保険料を納付した期間として22か月分（昭和58年10月から60年9月まで、ただし、厚生年金保険に加入していた同年1月及び2月を除く。）、保険料額の合計13万7,620円が記載されており、メモに記載された保険料額は、実際の額に一致していることが認められる。しかも、申立人が、さきに59年10月から60年3月までの期間及び同年3月から同年9月までの期間について申立てを行った際に、当該メモ用紙については、経年劣化が見られることも、申立人の主張に信憑性^{びよう}があると判断された理由の一つとされ、当委員会の決定に基づく平成21年1月

15 日付けで年金記録の訂正が必要である旨の通知が行われている。今回の申立てにおいても、申立人は先の申立てから漏れた昭和 58 年 12 月の保険料について、当該メモ用紙において記載されていることをもって納付したと主張しているが、前回の申立てと同様に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、ほかに国民年金保険料が未納とされている期間については、当該メモ用紙に記載されていないことを理由として、前回の申立ての時と同様に今回も申立てをしないとしていることから、申立人の主張は一貫性があり、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 12 月、61 年 1 月及び 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月から 58 年 11 月まで
② 昭和 60 年 12 月及び 61 年 1 月
③ 昭和 62 年 3 月

私は、20 歳になった昭和 49 年ごろに国民年金の加入手続を行い、その際に青色の年金手帳が交付された。加入手続後の国民年金保険料については、納付書により、加入当初は自宅近くの郵便局、その後は市役所内の金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料について、市役所内の金融機関で納付書により納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在していた上、納付書により保険料を納付することが可能であったことから申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②及び③の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②及び③の保険料が未納とされているのは不自然である上、申立期間②及び③について、申立期間はそれぞれ 2 か月及び 1 か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得

日から、昭和 58 年 8 月ごろと推認でき、その時点では申立期間①の大半は時効により納付できない期間である上、申立人は、申立期間①の保険料をさかのぼって納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、20 歳になったころに国民年金の加入^{あいまい}手続を行ったと主張しているが、加入手続を行った時期及び場所の記憶が曖昧である上、申立人が加入当初に交付されたとする国民年金手帳の色は、申立期間①当時のものと異なっていることから、国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 12 月、61 年 1 月及び 62 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められ、62 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、国民年金第 3 号被保険者期間であったが重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 57 年 3 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 62 年 1 月及び同年 2 月
⑤ 昭和 62 年 3 月から同年 12 月まで
⑥ 昭和 63 年 1 月及び同年 2 月
⑦ 昭和 63 年 3 月から平成 5 年 9 月まで
⑧ 平成 5 年 10 月

申立期間①について、私は、昭和 50 年 5 月に昭和 50 年度の国民年金の定額保険料及び付加保険料を一括して納付したが、昭和 50 年 8 月から夫の海外勤務により国内に居住していなかったため、当該期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得がいかない。

申立期間②について、私は、夫の海外勤務が終わって帰国した昭和 57 年 3 月に、再度国民年金の加入手続を行い、定額保険料及び付加保険料を納付したはずであり、当該期間のうち、同年同月から同年 9 月までの期間及び 58 年 1 月から 59 年 3 月までの期間の付加保険料のみが納付していないとされていること、及び 57 年 10 月から同年 12 月までの厚生年金保険被保険者期間に納付した定額保険料及び付加保険料のうち、付加保険料が還付されていないことに納得がいかない。

申立期間③、⑤及び⑦について、私は、第 3 号被保険者の期間であるものの、定額保険料及び付加保険料を納付していたはずであり、還付されて

いないことに納得がいかない。

申立期間④及び⑧について、私は、定額保険料及び付加保険料を納付していたはずであり、付加保険料のみを納付していないとされていることに納得がいかない。

申立期間⑥について、私は、第3号被保険者期間に納付した定額保険料及び付加保険料のうち、付加保険料が還付されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所持する領収書から昭和50年5月2日に同年4月から51年3月までの国民年金の定額保険料及び付加保険料が納付されていたことが確認できる上、特殊台帳においても同期間の保険料が納付されていたとする記載が確認できる。

また、申立期間①は海外居住期間のため、制度上、国民年金被保険者となれない期間であり、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料は還付の手続を行うべきところであるが、特殊台帳を含め行政の記録からは当該期間の定額保険料及び付加保険料が還付された形跡はうかがえないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、国民年金の被保険者となれないことを理由として申立期間①の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

さらに、申立期間⑤について、申立人は、直前の期間は定額保険料を納付済みであり、直後の期間は第3号被保険者期間であるにもかかわらず定額保険料を納付していたことがオンライン記録から確認できることから、当該期間についても第3号被保険者期間ではあるものの、国民年金の納付書が発行され定額保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の期間について、申立人が資格変更の都度必要な付加保険料の申出を行っていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、国民年金の定額保険料が還付された申立期間②のうち昭和57年10月から同年12月までの期間及び申立期間⑥に係る還付金額にも付加保険料は含まれていないことが特殊台帳を含め行政の記録から確認できることから、定額保険料のみを納付していたものと推認できる。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、国民年金保険料の納付日が、付加保険料を納付することができない過年度納付である期間が散見される。

さらに、申立期間③については、さかのぼっての第3号被保険者の特例の届出が行われた形跡がうかがえないことから、当時第3号被保険者の資

格取得手続が遅滞なく通常どおりに行われたものと推認でき、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる。

加えて、申立期間⑦については、第3号被保険者期間であり、直前の第3号被保険者期間に納付された定額保険料が還付された直後の期間であることから、当該期間について行政機関が誤って納付書を発行し続けることは考えにくい上、申立期間⑦当時、申立人は同一市内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を適切に行っていなかったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年8月から51年3月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて、国民年金第3号被保険者期間で納付を要しなかった62年3月から同年12月までの国民年金保険料をいずれも納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年1月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年1月まで

私は、昭和48年11月の結婚を契機に転居した後、隣人に勧められたことから、49年1月に市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、当初、市役所の近隣に居住していたことから、徒歩で同市役所へ行き、窓口で納付したことを記憶しており、51年11月に同一市内で転居した後は、最寄りの金融機関で保険料を納付したことを記憶している。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月の結婚を契機に転居した後、隣人に勧められたことから、49年1月に市役所で国民年金の加入手続を行った後、国民年金保険料についても、同市役所の担当窓口で納付し、51年11月に同一市内で転居した後は、自宅近くの金融機関で保険料を納付したと主張しているところ、当時、市役所の窓口で保険料を納付することは可能であった上、転居後に保険料を納付したとする金融機関は、当時、存在しており、保険料を納付することは可能であったこと、及び加入動機は明確であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人及びその夫の口頭意見陳述において、申立人は、昭和48年11月の結婚後に居住していた際の状況について、当時の自宅は市役所の近隣であったが、起伏のある地域であったことから、国民年金保険料を納付して徒歩で帰宅する際、上り坂を歩いて大変だったこと、及び51年11月に同一市内で転居した後は、市役所が遠方であったため、幼い子供をベビーカーに乗せて近隣の金融機関へ一緒に行き、国民年金保険料を納付したことを具体

的かつ鮮明に記憶していることがうかがわれることから、申立内容は信用できる。

さらに、申立人の夫は、厚生年金保険の被保険者であり、申立期間当時の標準報酬月額からみて、申立人の保険料を納付する資力は十分に有していたものと推認できる。

加えて、申立人の所持している年金手帳には初めて被保険者となった日が昭和 52 年 2 月 26 日と記載されていることについて、申立人はその手帳を受け取った時、新しい日付であることに不信を抱いたことを明確に記憶している上、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する 49 年 1 月は、申立人の居住していた市を管轄する社会保険事務所（当時）が他の社会保険事務所へ管轄換えをしていた時期であったことから、年金手帳については、申立人が国民年金の加入手続を行った直後に発行されず、相当の日時が経過してから送付されてきたと考えても不自然ではない。

その上、申立人は国民年金に任意加入している上、申立期間後は保険料をすべて納付しているとともに、前納している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 49 年 1 月から 52 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年2月から60年10月まで及び61年3月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から63年3月まで

私は、20歳になった当時、家業を手伝っていたことから、私の母親が当時家に来ていた集金人に国民年金の加入手続を依頼した。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が自分たち夫婦の保険料と一緒に納付していたはずであり、私の両親の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私のみ申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和53年当時、家業を手伝っていたことから、申立人の母親が自宅に来ていた国民年金の集金人に申立人の国民年金の加入手続を依頼した後、申立人及び両親の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では、集金人制度が存在しており、国民年金保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の母親は、申立期間の保険料が納付済みであることから、長男として父親が経営する事業を継承する予定であった申立人を国民年金に加入させず、申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人が20歳になる前に家業を継ぐことになったことから、安心したことを記憶しており、その後、同人が20歳になった時に将来のことを考えて国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付したことを具体的かつ鮮明

に記憶していることから、当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたとしても不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月から 60 年 10 月までの期間は国民年金の未加入期間とされているが、本来は国民年金の強制加入期間であることから、当時の行政機関の記録管理に不備があった可能性がある。

その上、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、その夫と国民年金制度創設時の昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、60 歳に到達するまでの保険料をすべて納付している上、申立人についても申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、前納している期間もみられることから、申立人の両親及び申立人の国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 60 年 11 月から 61 年 2 月までの期間については厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録がないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年2月まで

私は、国民年金に加入するのは当然であると思っていた上、私の両親から勧められたこともあり、20歳になった時に国民年金に加入した。国民年金の加入手続については詳しく憶^{おぼ}えていないが、申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、毎月、アルバイトで得た収入から納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時学生であった申立人は、アルバイトで得た収入から国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時から知り合いだった申立人の夫は「妻（申立人）から、国民年金に加入してアルバイトで得た収入から保険料を納付していることを聞きとても感心し、私も両親に国民年金の加入について相談したことを記憶している。」旨証言しており、申立人と夫の証言が一致していることから、当時、申立人が国民年金に加入し、アルバイトで得た収入で保険料を納付していたとの主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について納付書により最寄りの郵便局で納付したと主張しているところ、申立期間当時、同郵便局は開設されており、納付書により保険料を毎月納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間は1回、かつ5か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることが確認できる

ことから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から平成 3 年 6 月まで

私の国民年金については、会社を退職した私の老後を心配した母親が町役場で加入手続を行ったと聞いている。国民年金保険料についても、母親が母娘二人分を金融機関で納付してくれていた。

私は、外国人と結婚するために出国し、日本に帰国した際に記録を調べたところ、国民年金保険料が未納とされている期間や国民年金に加入していない期間があることが判明した。私も母親も資格喪失届を提出した憶えがないのに国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月の期間については、特殊台帳及び申立人が出国前に居住していた町の国民年金被保険者名簿において、申立人は国民年金の被保険者資格を有していたことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 11 月に払い出されていることが確認でき、これに近接する時期に申立人の国民年金の加入手続が行われていたものと考えられるが、加入手続を行ったにもかかわらず、保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料と合わせ二人分の保険料として月額 1 万円から 1 万 5,000 円程度を納付していたとする主張については、二人分の年金額が実際の額とおおむね一致すること、及び申立人が出国前に居住していた町では、申立期間においては毎月納付可能な納付書が発行されていたことが確認でき、申立人の母親も昭和 56 年 7 月から

58年3月の期間については、保険料を納付済みであることから、申立人の当該期間の保険料も納付されていたと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和58年4月から平成3年6月までの期間が未加入期間とされていることについて、申立人及びその母親は、国民年金被保険者資格の喪失に係る^{おぼ}手続を行った憶えは一切なく、その期間国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。しかし、申立人が出国前に居住していた町の国民年金被保険者名簿から、海外出国のため昭和58年4月1日付けで職権により申立人の被保険者資格が喪失させられていることがうかがえる上、その手続自体は63年1月以前においては、海外在住の邦人は国民年金の適用除外とされていたことから、申立人又はその母親からの喪失手続を待つことなく、申立人の海外在住が判明した時点で町が職権により出国日からの申立人の被保険者資格を喪失させたことが推認でき、適切なものであるため、58年4月から平成3年6月までの期間については、申立人は、国民年金被保険者となり得る期間ではなかったものと認められる。

また、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、納付書が届けば保険料を納付したと主張しているが、昭和58年4月から平成3年6月までの期間については、申立人は国民年金の被保険者資格を有していなかったことから、国民年金保険料の納付書が発行されたとは考えにくく、保険料の納付もなかったものと考えられる。

さらに、在外邦人が国民年金への任意加入することが可能となった昭和61年4月以降において、申立人が国民年金に任意加入したのは平成3年7月とされていることを踏まえると、この時点から申立人は国民年金へ再加入したと考えるのが自然であり、昭和58年4月から平成3年6月までの期間については、申立人は国民年金に未加入であったものと認められる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から58年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から48年12月まで
② 昭和50年4月

私は、昭和46年5月ごろに区役所で国民年金の加入手続をした。私は、当時アルバイトをしており収入は少なかったが、苦勞をして国民年金保険料を郵便局で納付したはずであり、申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、1か月と短期間である上、特殊台帳には納付済みを意味する表示が記されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人は国民年金に任意加入している期間がある上、申立期間以外の国民年金加入期間について未納はなく、保険料を前納している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和46年5月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法や納付金額についての記憶が曖昧^{あいまい}であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日からみて、申立人は、昭和50年1月に加入手続していることから、申立期間①は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から同年7月まで

私は、会社を退職した平成4年に区役所で国民年金の加入手続を行った際、自分の年金記録を窓口の職員に確認してもらったところ、その時点で2か月の未納期間があると言われたことから、国民年金保険料を納付したことを記憶している。私は、区役所の窓口の職員に言われたとおり保険料を納付したにもかかわらず、3か月間の未納又は未加入期間があり保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、会社を退職した平成4年に区役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口の担当者から過去に2か月間の国民年金保険料の未納があることを知らされたことから、さかのぼって2か月分の保険料を納付したことを具体的かつ鮮明に記憶しており、その時点で申立期間のうち、平成3年5月及び同年6月の2か月分の未納を除き、国民年金の未納期間は見当たらないことから、その主張は信憑性がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年8月に払い出されていることが確認できることから、申立期間のうち、未納期間である3年5月及び同年6月の保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人が、納付したとする国民年金保険料額は、当時、実際に過年度納付した場合の金額とおおむね一致しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち平成3年7月について、申立人は、区役所の窓口

で自分の年金記録を確認した際、窓口の担当職員から2か月の未納期間があると指摘されたことから、2か月分の国民年金保険料を納付したことを記憶しているが、未加入期間である同年7月の保険料を納付した記憶が曖昧であり、当時の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成3年7月は国民年金に未加入の期間であることから、この期間については納付書が発行されなかったと考えられる。

さらに、申立人が平成3年7月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に市役所の出張所で、国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の担当者から、国民年金保険料は 2 年分さかのぼって納付することができるという説明を受けたので、2 年分さかのぼって納付することにした。後日、納付書が届いたので保険料を母親に渡し納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、その時点でさかのぼって納付することができる 2 年分の国民年金保険料を、後日、申立人の母親に渡し、納付してもらったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年 6 月ごろであると推認され、その時点において、申立期間直前の 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び申立期間の 2 年間は、さかのぼって保険料を納付することが可能な期間である上、55 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料を納付済みとされていることから、12 か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人及び母親が納付したとする金額は、申立期間直前の 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び申立期間の国民年金保険料を実際に過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人から頼まれたので、申立期間の保険料を団地内の郵便局で、納付した旨

証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、夫が、町内の人達と一緒に、集会場で夫の分と併せて行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、夫が、夫婦二人分を一緒に納付してくれていたと思う。夫が納付できない時は、自宅に来た集金人に私が納付したこともあったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、申立人の国民年金の加入手続を夫の分と併せて行い、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から同年 7 月までの間に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の国民年金保険料を一度も納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された払出簿には、申立人が記憶している氏名が複数存在していることが確認出来る上、そのうち大半の人が昭和 36 年 4 月から納付済みとされている。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である上、申立人及びその夫は、申立期間直後の昭和 38 年 4 月から、それぞれ 60 歳に到達するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人及びその夫は、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 55 年ごろに、私の国民年金保険料の未納期間について、集金人からさかのぼってまとめて納付することができることを聞いたので、夫が、市役所で納付書を発行してもらい、その時点で未納であった期間すべての保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年ごろに、申立人の夫が、その時点で未納であった期間の申立人の国民年金保険料をすべて納付したと主張しているところ、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人の 36 年 4 月から申立期間直前の 47 年 3 月までの保険料は、第 3 回特例納付により納付されていることが確認できる。

また、申立期間は、強制加入期間である上、第 3 回特例納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

さらに、申立人は、昭和 55 年ごろの申立人の夫の仕事は順調であったと述べている上、実際に 36 年 4 月から 47 年 3 月までの 132 か月分の保険料が、第 3 回特例納付により納付されていることを考え併せると、その当時、申立人の夫は、申立期間の保険料も納付するだけの資力を有していたものと推認される。

加えて、申立人の夫は、30 年以上に渡る国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、その夫は、申立人の申立期間の保険料を自分がさかのぼってまとめて納付した旨証言している。

その上、申立人は、申立期間後、60 歳に到達するまでの 20 年近くに渡る期間の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで

私は、長男を出産した後、将来のことを考えて昭和 47 年ごろに国民年金に加入したが、50 年ごろから夫が生活費を家に入れなくなったので働くこととした。56 年ごろに私と夫は完全な別居状態となり、老後に頼れるのは年金だけの思いが強かったので、納付書により保険料を納付し続けたにもかかわらず、申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立期間はそれぞれ 12 か月及び 3 か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は、いずれも過年度納付により時効直前に納付されており、申立人は絶えず納期限を意識しながら、懸命に保険料を工面していた様子がうかがえることから、申立期間②及び③の保険料を納付しなかったことは考えにくい。

また、申立期間③のうち、昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月までは、未加入期間とされているが、当該期間は夫が厚生年金保険に加入している期間であって、平成 4 年になって記録が訂正されており、訂正前は未納とされていたことから、納付書が発行され過年度納付が可能であったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立期間中に転居していること

や、その夫から生活費を渡されなくなったことにより働き始めたとしていることから、生活状況に大きな変化があったことがうかがえる。

また、申立期間①の直前の保険料が3か月ごとに定期的に納付されていることに対して、申立期間①直後の昭和55年度の1年分の保険料を昭和57年1月にまとめて過年度納付していること、及び特殊台帳において少なくとも昭和51年度から53年度の保険料について過年度納付用の納付書が発行された形跡があることを踏まえると、申立人は生活が安定した昭和57年1月以降において、国民年金保険料の納付を再開したと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間及び58年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金については、結婚後の一時期に同居していた夫の弟が頼まないのに加入手続を行った。私は、国民年金手帳を渡されて初めて自分が国民年金に加入したことを知り、保険料を納付し始めることとした。納付方法は印紙納付から納付書へと変わったが、第 3 号被保険者となる直前まで欠かさず保険料を納付してきた。

昭和 58 年 4 月に国民年金資格を喪失したとされているが、夫の収入も安定している上、A 業に係る収入もあったことから、国民年金を脱退する理由はなく、しかも、私は、国民年金についての知識が少なく、脱退の手続自体を知らなかったため、自分で手続を行うはずがない。

申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、昭和 40 年 10 月に国民年金に任意加入し、58 年 4 月に被保険者資格を喪失したとされているところ、申立期間の前後を通じて、申立人の住所やその夫の勤務先に変更はない上、申立期間当時における申立人の夫は、厚生年金保険の標準報酬月額が国家公務員の初任給の倍以上であったことに加えて A 業に係る収入もあったとしており、収入が安定していたものと認められ、申立人が任意加入被保険者資格を喪失させる特段の理由は見当たらない。

また、申立人は、国民年金についての知識が少ないとしており、現に、平成 5 年 3 月に夫が退職したことに伴い、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者

への種別変更の手続の必要性も認識していなかったことから、その手続が遅れて、第1号被保険者の保険料をさかのぼって納付したとしているところ、オンライン記録でも、申立人の主張どおり当該種別変更の手続の遅れや保険料の納付状況を確認できることから、資格喪失の手続自体を知らなかったの
で、自ら手続を行うはずがないとする申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められることから、申立人は、申立期間においても任意加入被保険者資格が継続していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付方法について、毎月、町役場に行き納付書により保険料を納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた町では、毎月、納付書による保険料納付が可能であったことが確認できるとともに、申立人が納付したとしている金額は、当時の国民年金保険料と一致しており、昭和61年4月に第3号被保険者となった際に、夫から「これからは、保険料を自分で払わなくなってよかったね。」と言われたことを明瞭^{おぼ}に憶えている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3618

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月及び同年3月

私は、母親と姉から国民年金の加入を勧められたので、自ら市役所で国民年金の任意加入の手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続をした際、市役所で納付し、その後については、自宅に来ていた集金人へ保険料を納付していた。加入手続をした際、納付したはずの申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する国民年金手帳及び市の被保険者名簿から、昭和50年2月に国民年金に任意加入していることが確認でき、国民年金に任意加入しておきながら、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間においては申立期間を除き保険料をすべて納付しており、昭和57年度からは保険料を前納しているなど、納付意欲は高かったものと認められることから、申立期間の保険料を未納のままにしておくとは考えにくい。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時における厚生年金保険の標準報酬月額が35等級(20万円)中32等級(17万円)であり、申立人の国民年金保険料を納付することは十分可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3619

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 46 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 46 年 7 月まで

私は、昭和 44 年ごろ、夫から国民年金へ任意加入するよう勧められ、区役所の出張所で任意加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、区役所の出張所において 2、3 か月ごとに納付し、その際に国民年金手帳に押印してもらったこともある。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年ごろ、区役所の出張所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行い、国民年金手帳に押印してもらったと主張しているところ、申立期間当時、同出張所において、加入手続及び保険料の収納業務を行っていた上、申立人が居住していた区では、45 年 6 月まで印紙検認方式が実施されていたことから、申立内容と一致する。

また、申立期間は、記録上未加入期間とされているが、申立人が申立期間当時居住していた区を管轄する社会保険事務所（当時）において、申立人のものと推認される別の国民年金手帳記号番号が昭和 44 年 4 月に払い出されている上、同年 5 月に国民年金の任意加入手続を行った記録が確認できることから、加入手続を行ったにもかかわらず、加入当初の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間においては、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もみられることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、時期や場所は憶えていないが、20歳になったため、国民年金の加入手続を行った。私が国民年金保険料を納付し、納付した際には、領収書を受け取っていた。私は、保険料をずっと納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、申立人は、申立期間除き、20歳から60歳までの全期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 12 月まで

私は、国民年金制度発足時に友人に勧められ、夫婦で国民年金の加入手続を行った。その後、60 歳になるまでの期間、国民年金保険料をすべて納付していた。私の夫は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）に不満があり、保険料の納付を一時やめていたが、私は、自分の保険料は継続して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間前後を含め国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況は安定していたものと考えられることから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は 1 回、かつ 13 か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 36 年 3 月 10 日に夫婦連番で払い出され、国民年金制度発足前に加入手続を行っていることが確認できる上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料は完納しているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人の夫は、「私が怒って、国民年金保険料の納付を中止していた時も、私の妻は自分の分だけは納付していた。」と証言しており、納付状況についての説明は具体的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 9 月、夫と入籍後、転居した先の区役所で国民年金の転入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間前後を含め国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況は安定していたものと考えられることから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は 1 回、かつ 20 か月と比較的短期間であり、申立人は、20 歳から国民年金に加入し、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納はないことから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間について、申立人が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする主張についても、申立人の夫の保険料は当該期間について納付済みとされており、オンライン記録において納付日が特定できる範囲においては、申立人及びその夫は同一年月日に保険料を納付していることが確認できることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 58 年 12 月までの期間及び 59 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から 58 年 12 月まで
② 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 47 年 12 月に区役所で国民年金の任意加入と付加年金加入の
手続を行い、しばらくの間は集金人に国民年金保険料を納付していたが、
途中から保険料の納付が遅れてしまったこともあり納付書で払うようにな
った。時効に注意して納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が
未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は過年度納付書で納付して
いたと主張しているところ、申立人の被保険者台帳には、申立期間①の大半
の期間について、過年度納付書を発行したことが記載されていることから、
申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②の前後を通じて、申立人の住所及び申立人の夫の
仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の
申立期間①及び②のみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然で
ある。

さらに、申立人は、昭和 47 年 12 月に国民年金に任意加入しており、申立
期間①及び②を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納
付している上、付加保険料を納付していた期間もあるなど、納付意識は高か
ったものと考えられる上、申立期間②については、申立期間は 3 か月と短期
間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から60年11月までの期間及び61年2月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から59年5月まで
② 昭和59年10月から60年11月まで
③ 昭和61年2月から同年8月まで

私が会社を退職した昭和53年8月ごろに、妻が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に納付していた。保険料額は、加入当初は6,100円ぐらいだったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年5月に払い出されていることが確認できることから、申立期間②及び③の保険料を納付することは可能であった上、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間②及び③の保険料が納付済みとされている。

また、申立期間②及び③の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその妻の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、14か月と比較的短期間である申立期間②及び7か月と短期間である申立期間③の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後は国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻も国民年金加入期間は保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、会社を退職後にその妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の妻の記憶が曖昧^{あいまい}であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 5 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、過年度納付等により申立期間①の保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 60 年 11 月までの期間及び 61 年 2 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月及び同年11月

私は、会社を退職してからしばらくして、私の父親からの勧めもあり、私の父親が私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が家族3人分の保険料を集金人に納付していた。昭和55年*月に私の母親が死亡してからは、私の父親が集金人に私の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在しており、2か月に1回保険料の集金をしていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、年金事務所で保管している申立人に係る被保険者台帳管理簿及び特殊台帳では、申立人の氏名が誤って記載されていることから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年6月1日から同年8月25日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和40年6月及び同年7月の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月1日から43年12月20日まで
② 昭和43年12月25日から46年4月30日まで

私は、申立期間①についてB店で勤務していた。申立期間②については、C店で勤務していた。両方の事業所では健康保険に加入し、厚生年金保険の保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年6月1日から同年8月25日までの期間について、雇用保険の記録、同僚の証言及び申立人が提出した写真から、申立人が当該期間にB店に勤務していたことが認められる。

また、B店を営業するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で生年月日が2年異なる昭和40年6月1日から同年8月25日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、生年月日が2年異なることについて、申立人は「実際の年齢より、若く申告していたかもしれない。」と述べており、複数の同僚は、「当時は、生年月日を実際より1年から3年若く申告していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は、申立人の記録で

あり、A社の事業主は、申立人が同社において昭和40年6月1日に被保険者資格を取得し、同年8月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和40年5月1日から同年6月1日までの期間について、同僚は、「A社の事業主は、一定期間厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、申立期間①のうち、昭和40年8月25日から43年12月20日までの期間について、雇用保険における申立人のA社での離職日は厚生年金保険の資格喪失日と一致している上、同社の事業主は、申立人の在籍について当時の資料が無いため不明としているほか、申立人が名前を挙げた当時のB店のマネージャー及び副マネージャーも、申立人を記憶していないなど、申立人が、当該期間において同社に勤務していたことを確認できない。

申立期間②について、申立人が記憶している店舗や宿舍の位置が当時の地図と一致していることなどから、申立人はD社が経営するC店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所記号簿には、D社の名称は見当たらず、E社会保険事務所（当時）は、「D社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。」と回答している。

また、D社の事業主は当該期間における保険料の控除について、「税務会計事務所に任せていたので、社会保険料の控除については不明である。」と述べており、税務会計事務所も、「当時の資料が保管されていないため不明である。」と回答している。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年6月1日までの期間、同年8月25日から43年12月20日までの期間及び43年12月25日から46年4月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年10月1日まで
私はA社に申立期間を含め4年間在籍し、経理ポストを任されていた。
契約は1年更新で年俸1,000万円ぐらいであったが、申立期間の標準報酬月額が17万円と記録されており納付できない。標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた平成13年及び14年の個人別台帳兼所得税源泉徴収簿の写しから、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したはずであると回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年8月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B工場における資格喪失日に係る記録を24年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、昭和24年10月1日から25年5月1日までの期間について、事業主は申立人が24年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社E事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から25年5月1日まで

夫は、昭和19年10月1日にA社に入社し、49年に退職するまで継続して勤務していたはずなのに、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間は、A社B工場からDに転勤になった時期であったと記憶しており納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和24年10月1日から25年5月1日までの期間について、同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、同生年月日の者に係る昭和24年10月1日から25年5月1日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、事業主から提出された社会保険被保険者台帳には、事業所名は不明であるものの、申立人が昭和24年10月1日に資格を取得し、25年5月1日に同資格を喪失した旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人がA社E事業所において昭和24年10月1日に被保険者資格を取得し、25年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から7,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち昭和24年8月1日から同年10月1日について、上記の被保険者台帳及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務（昭和24年10月1日に同社B工場から同社E事業所に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額についてはA社B工場における昭和24年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年2月1日から45年1月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が44年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和44年2月から同年7月までは3万円、同年8月から同年12月までは4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から45年1月1日まで

私は、昭和43年10月にB社に就職し、44年12月まで勤務したにもかかわらず、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時、私は同社の近くにあったC店でも仕事をしていたので、そちらで加入していた可能性もある。いずれにしても厚生年金保険に入っていたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年2月1日から45年1月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、C店として営業していたA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同生年月日の者の昭和44年2月1日から45年1月1日までの期間の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和44年2月1日に被保険者資格を取得し、45年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っ

たことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和44年2月から同年7月までは3万円、同年8月から同年12月までは4万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和43年10月21日から44年2月1日までの期間について、A社は、オンライン記録によると、同年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、同僚の1名は当該期間の厚生年金保険料の控除は無かったとして、その同僚も含め複数の者が当該期間に国民年金に加入し、保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、A社は既に解散しており、事業主も死亡していることから、当該期間における厚生年金保険の取扱いや保険料控除に関する関連資料等が得られない。

加えて、B社は、昭和45年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に死亡していることから、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人がB社を紹介してくれたとする同僚や他の同僚は申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和43年10月21日から44年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年9月12日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは100円、同年4月から同年6月までは330円、同年7月及び同年8月は420円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月11日から21年9月12日まで
夫は、昭和19年10月ごろから21年9月ごろまでA社B所に勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、この期間が欠落している。辞令及び履歴書を提出するので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人は、申立期間においてA社B所に係る被保険者となっていないが、同社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が確認でき、資格取得日は昭和19年10月11日と記載されている。

また、上記の被保険者名簿には、資格喪失日が記載されていないものの、昭和21年4月1日及び同年7月1日に月額変更の記載が確認できる上、A社が保管している人事記録において、申立人の退職日は21年9月11日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和19年10月11日に厚生年

金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び21年9月12日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和19年10月から21年3月までは100円、21年4月から同年6月までは330円、同年7月から同年9月までは420円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和20年10月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を21年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20年10月及び同年11月は70円、21年6月は60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から同年12月1日まで
② 昭和21年6月1日から同年7月10日まで

昭和20年10月1日にA社B出張所から同社本社に異動になった際と、21年6月1日に同社本社から同社C支店に異動になった際に、それぞれ厚生年金保険被保険者記録に空白期間がある。

私は、昭和17年1月9日に入社してから56年12月31日に退職するまで、継続して勤務していたので、空白期間があることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された履歴簿及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（申立期間①は、昭和20年10月1日にA社B出張所から同社本社に異動、申立期間②は、21年6月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、A社本社における昭和20年12月の社会保険事務所（当時）の記録から70円とし、申立期間②については、同社C支店における21年7月の社会保険事務所の記録から60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社D事務所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和21年9月30日、資格喪失日に係る記録を24年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月30日から24年2月1日まで

妻は、昭和21年8月1日からB社D事務所に勤務していた。在職期間中に会社名がB社からA社及びC社と名称変更したが、途中退職することなく29年8月20日まで勤務した。年金の記録を調べたら、21年9月30日から24年2月1日までの記録が欠落しているため、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、B社D事務所において昭和21年9月30日に被保険者資格を喪失し、C社D事務所において、24年2月1日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、同僚及び申立人の夫の供述により、申立人が申立期間において申立てに係る企業に勤務していたことが確認できる。

一方、A社D事務所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、「B社」及び「この名簿の書換えはC社24.2.1かと思われる」との記載があることから、A社、B社及びC社は同一企業であると確認できる。

また、上記の名簿は、前述のとおり、書換え後の名簿であることが認められる上、同名簿には、「被保険者名簿不明」「資格取得日注意」との記載が確認できる。

さらに、当該名簿には「この名簿の書換えはC社 24. 2. 1かと思われる」との記載があるものの、同名簿に記載されている複数の被保険者の資格取得日は、その者のB社D事務所における被保険者資格取得日及び被保険者番号が記載されており、そのうちの複数の者の被保険者番号はC社D事務所における被保険者番号と異なった番号となっており、申立期間当時、これらの名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難い。

加えて、オンライン記録において、申立期間にA社D事務所又はC社D事務所に係る被保険者となっていることが確認できるにもかかわらず、A社D事務所又はC社D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が確認できない者が複数存在している上、申立人を含む4名の旧台帳には、申立人と同様に、昭和21年9月30日にB社D事務所の資格を喪失し、24年2月1日にC社D事務所で資格を取得し、申立期間に被保険者期間の記載が無いところ、申立人を除くすべての者がオンラインの記録では、厚生年金保険被保険者期間に欠落期間が無く、A社D事務所の被保険者の記録となっていることが確認でき、社会保険庁（当時）の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社D事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和21年9月30日、喪失日に係る記録を、24年2月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和26年8月28日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を29年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26年8月から27年4月までは8,000円、29年3月及び同年4月は8,000円、同年5月及び同年6月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月28日から27年5月1日まで
② 昭和29年3月31日から同年7月1日まで

私は、昭和24年4月にA社に入社以来、62年9月1日まで継続し勤務してきた。申立期間の同社B出張所では道路工事、同社D出張所では、E新設工事を行っていた期間である。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する人事記録、事業所の回答及びオンライン記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(申立期間①は、昭和26年8月28日に同社F出張所から同社B出張所へ、申立期間②は、29年3月31日に同社B出張所から同社C支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B出張所における昭和27年5月の社会保険事務所(当時)の記録から8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、同社C支店における29年7月の社会保険事務所の記録から同年3月及び同年4月は8,000円、同年5月及び同年6月は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 10 月 11 日まで
私がA社で働いていた期間の厚生年金保険被保険者記録は、私が同社を退職した昭和 39 年 10 月 10 日から約 4 年 6 か月たった 44 年 4 月 28 日に脱退手当金として支給済みとなっているが、脱退手当金の支給を受けた記憶は無い。私は同社を退職した後、42 年 5 月に結婚し、44 年 4 月当時は姓も住所も変わっているはずで、なぜ脱退手当金が支給されたことになっているのか納得できない。脱退手当金の支給記録について調査をして、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 6 か月後の昭和 44 年 4 月 28 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 42 年 5 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から5年2月16日まで
私の夫は、A社で勤務しており、月に60万円ぐらい支給されていた。オンライン記録では、標準報酬月額が11万円とされており納得がいかない。調査の上、訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年2月16日）の後の同年3月8日付けで、さかのぼって11万円に引き下げられている上、申立人を除く同社の全被保険者4名についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成3年12月31日）及び資格取得日（4年6月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月31日から4年6月1日まで

私は、平成2年2月16日から9年4月10日までA社に勤務していたが、オンライン記録によると、3年12月31日から4年6月1日までの厚生年金保険加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の保管する社員名簿から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険加入記録は、平成3年12月31日付けの資格喪失に係る事務処理が4年6月8日に遡^{そきゅう}及して行われているにもかかわらず、同年6月1日付けの資格取得に係る事務処理は、同年6月4日に行われており、ほかにも申立人と同様の処理がなされている同僚が40名存在することが確認できる。

さらに、当時幹部社員であったとする者は、「申立期間当時、A社は、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所（当時）の職員と相談し、その結果、社員全員を資格喪失させたと聞いている。」と述べており、社会保険事務所において、このような資格喪失及び取得に係る処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年12月31日に

厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、4年6月1日に同資格を取得した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失日及び取得日に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間における資格喪失日及び資格取得日に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成3年11月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年10月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月12日から同年10月11日まで

私は、平成元年11月27日にA社に入社し、同日付けでグループ会社のB社C工場に出向になった後、同社D工場に異動になった。4年10月11日に、A社からB社に移籍となった際の年金記録が1か月欠落しているが、入社以来継続して勤務しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する異動履歴情報一覧及び個人別社員台帳の記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成4年10月11日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の平成4年8月の社会保険事務所（当時）の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間における保険料納付の記録を保存しておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月25日から同年2月12日まで

私は、昭和34年1月にA社の指示で同じ経営者で関連会社のB社へ転籍したが、仕事の場所も内容も同一で、給料も同額であり、転籍時の休みも無く、申立期間は継続して勤務していた。給与明細書等は所持していないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和34年2月12日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は既に事業を廃止している上、当時の事業主及び役員は連絡先が不明又は死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 1 月から同年 4 月までは 7,200 円、同年 5 月から 25 年 4 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月 31 日から 25 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間に A 社に勤務していたのに、厚生年金保険の記録が途中で無くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は、昭和 24 年 1 月 31 日とされている。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚は「私は確かに申立期間において、申立人と一緒に働いていた。」と述べている。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格喪失日は、昭和 25 年 5 月 1 日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 5 月 1 日に厚生年金被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和 24 年 1 月から同年 4 月までは 7,200 円、同年 5 月から 25 年 4 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月21日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を38年5月21日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月21日から同年11月1日まで
② 昭和39年4月15日から同年11月1日まで

私は、中学校を卒業して昭和37年から働き始めたが、そのころは、東京オリンピック前で給料が高い会社に行くという時代だった。A社を退職してすぐにB社に入社し、39年4月にC社に入社し、その年の10月まで働いた。B社とC社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社における同僚として、工場長、女性事務員及び同僚を記憶しているとしているところ、当該複数の同僚は、当該期間における厚生年金保険の記録が確認できる。

また、申立人の説明するB社に入退社した経緯は具体的であり、信ぴょう性が認められることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

さらに、上述のとおり、申立人が当該期間において、同じ業務に従事していたとする複数の同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

加えて、申立人及び同僚が証言した当時のB社の従業員数と健康保険厚

生年金保険被保険者名簿の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の同僚のB社における社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に解散している上、申立期間①当時の事業主は既に死亡しているため不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年5月から同年10月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、C社の事業主及び一緒に勤務していた事業主の長男の名前を記憶している上、勤務場所や勤務内容等について具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間②当時のC社の事業主及び申立人が記憶している事業主の長男は、共に同じ日にD社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、他の役員は、国民年金に加入していたことが確認できる。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、当該期間において申立人の名前の記載が無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、前述の事業主の長男は、「申立期間当時の社会保険に関する事務は母親が担当していたが、既に亡くなっている。自分の厚生年金保険の記録がどこで加入していたかは知らなかったし、従業員の社会保険の手続に関して何も分からない。」としており、申立人の申立期間における厚生年金の保険料控除についての証言を得ることができない。

このほか、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年1月1日まで
オンライン記録では、A社において、平成4年12月31日資格喪失となっているが、実際は、同年12月31日までは勤務していた。
預金通帳の給与振込額では、平成4年12月の厚生年金保険料を控除されていると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人の保有する預金通帳及びA社からの回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成4年11月のA社におけるオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日について、平成5年1月1日と届け出るべきところを、4年12月31日として届け出たと認めている上、申立人の資格喪失日について、事業主がこれを5年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを4年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その

後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年1月21日から同年2月10日までについて、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和42年2月10日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月21日から同年2月10日まで
② 昭和42年2月10日から同年10月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、昭和42年1月21日にA社本社において資格を喪失し、同年2月10日に同社B工場において資格を取得したことになるが、実際は同社内での転勤であり、入社以来、継続して勤めているので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

また、給与明細書の厚生年金保険料の控除額が変わらないのに、A社B工場のオンライン記録の標準報酬月額が同社本社と違っているのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の記録、A社の退職証明書及び申立人の所持する給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和42年1月21日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額か申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和42年2月から同年9月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の当該期間に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B部における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和27年3月19日にA社へ入社し、平成9年3月20日に定年退職するまで継続して勤務したが、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社が保持している退職者一覧及びE健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年7月1日に同社B部から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和29年5月のA社B部における社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和22年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年9月14日に同資格を喪失した旨の届出を、B社の事業主は、申立人が24年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年5月4日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年5月から23年7月までは600円、同年8月は2,700円、24年4月は6,600円、同年5月から25年4月までは6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月1日から23年9月14日まで
② 昭和24年4月1日から25年5月4日まで

私は、学校を卒業してからすぐにA社に入社し、しばらく勤めた後、復員した兄の紹介で、進駐軍関係の仕事に替わったと記憶しているが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が同一で、姓が一字間違っていたために正しい姓に訂正されている者が、昭和22年5月1日に資格を取得し、23年9月14日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、A社の健康保険組合から提出された被保険者台帳において、申立人について、その氏名が、上記の被保険者名簿と同様に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人の主張する昭和22年5月1日に厚生年金

保険被保険者の資格を取得し、23年9月14日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者記録から、昭和22年5月から23年7月までは600円、同年8月は2,700円とすることが妥当である。

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が同一である者が、昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年5月4日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、B社に入社した経緯や同社での業務内容を具体的に記憶していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、B社の事業主は、申立人の主張する昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年5月4日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者記録から、昭和24年4月は6,600円、同年5月から25年4月までは6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年2月28日から同年4月12日までの期間については、申立人の資格喪失日は同年4月12日であると認められることから、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年2月及び同年3月の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち平成3年4月12日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成3年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月28日から3年5月1日まで

私は、平成2年1月5日から3年8月31日までA社に勤務していたが、同年2月28日から同年5月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間は、同一事業所に勤務し、勤務内容は同一であり、給与から厚生年金保険料が控除されていた。厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は、平成2年1月5日から3年8月31日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

申立期間のうち、平成3年2月28日から同年4月12日までの期間については、オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は同年2月28日と記録されているが、当該喪失処理は、同社が適用事業所でなく

なった日（平成3年2月28日）の後の同年4月12日に行われている上、申立人を除く7名についても同様の処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日について有効な処理があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた平成3年4月12日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該処理前の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成3年4月12日から同年5月1日までの期間について、前記の雇用保険の加入記録及び同僚の保管する給与明細書から、申立人は当該期間にA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成3年4月の標準報酬月額については、上記資格喪失処理前の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成3年2月28日に適用事業所でなくなっており、その後は当該期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、当該期間において法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の平成3年4月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和 62 年 1 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 31 日から 62 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間を含め、現在もA社に継続して在籍しており、申立期間が被保険者期間となっていないのは、当時の担当者の単純なミスによって発生したものである。よって、この期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し、(昭和 62 年 1 月 1 日に、A社からB社へ異動)申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 61 年 10 月の社会保険事務所(当時)の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 61 年 12 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、現在の事務処理等や同様なケースの社員がいないなどの周辺事情を総合的に判断し、納付を行っていたと主張しているが、申立人の資格喪失日について、事業主が 62 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 61 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たと考えられ、その届出の結果、社会保険事務所は、申

立人に係る同年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 2709

第1 委員会の結論

B社の事業主は、申立人が昭和52年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から同年12月11日まで
オンライン記録では、昭和52年10月から同年11月まで、厚生年金保険の記録が無いが、この期間はA社に継続して勤務しているため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、企業年金連合会から提出されたC厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記C厚生年金基金加入員台帳によると、申立人は、申立期間において同基金の加入員となっていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に、A社において昭和52年10月1日に資格喪失し、同年12月11日に資格取得している同僚13名は、申立期間において、同社の提携会社であるB社において厚生年金保険の被保険者となっている。

加えて、前出の厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、同基金の届出書が、複写式ではなかったとする事実も認められない。

これらを総合的に判断すると、B社の事業主は、申立人の主張する昭和52年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間における申立人の厚生年金基金の記録から、24万円とすることが妥当である。

神奈川国民年金 事案 3626

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から62年12月まで

私の国民年金については、私が大学を卒業した翌月の昭和55年4月に、父親が区役所で加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、父親が区役所の窓口で3か月ごとに納付してくれており、その後、父親の定年退職に伴い引っ越した先の区役所で、私の保険料の口座振替手続を行い、それ以降、父親名義の口座から振替で、保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、申立人が大学を卒業した翌月の昭和55年4月に加入手続を行い、納付書により保険料を納付し始め、その後、自身の退職に伴い転居した先の区役所で、60年9月から申立人の国民年金保険料の口座振替手続を行ったと述べているが、父親の口座取引履歴には、61年9月から、国民年金の定額保険料と付加保険料を合算した金額が振替納付されている記録が残されているものの、申立人は付加年金に加入した形跡はなく、当時、申立人の母親が国民年金に任意加入し、付加年金にも加入していることから、振替納付された保険料は、母親の保険料と考えられる。

また、平成2年5月分からは、付加保険料を含む母親の保険料と申立人の定額保険料を合わせた二人分の保険料が振替納付されていることが確認できることから、申立人の口座振替による国民年金保険料の納付が始まったのは、同年同月からと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年2月に払い出されていることが確認でき、昭和63年1月から平成元年3月までの保険料が2年

3月に、元年4月から2年2月までの保険料が同年4月に分けて過年度納付されていることを踏まえると、加入手続後、父親はその時点で、さかのぼって納付することが可能な保険料をすべて納付したと考えるのが自然であり、申立期間の保険料については、時効により納付できなかったものと考えられ、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）はなく、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から53年7月まで

私は、昭和47年6月、区役所に電話したところ、重複納付してしまった夫の国民年金保険料を私の保険料として振り替えることができるとの説明を受け、区役所では加入時期を5年間さかのぼってくれた。

また、昭和47年7月以降の保険料については、その当時居住していた区役所から年金手帳が送られてきたため、私は、銀行の窓口や、自宅に来ていた銀行員に依頼して納付していた。

私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月、重複納付してしまった夫の国民年金保険料を申立人の保険料として振り替え、加入時期を5年間さかのぼってくれたと主張しているが、制度上、他人の保険料を自己の保険料に振り替えて納付することはできない上、申立期間は任意加入期間であり、さかのぼって被保険者資格を取得することもできない。

また、申立人の年金手帳によれば、昭和53年8月に任意加入していることが確認でき、国民年金手帳記号番号もそのころに払い出されており、それ以前に国民年金に加入していた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から59年12月まで

私の父親は、昭和59年12月ごろ、町役場に勤めている知人から、さかのぼって国民年金保険料を納付できることを教えられ、同役場の支所で、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括納付した。私は、父親から「これまでの保険料は納付したので、これからは自分で納付するように」と言われたことを記憶している。父親が一括納付した保険料額は分からないが、父親が預かってくれていた私の退職金から支払われたと思う。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親及びその父親にさかのぼって保険料を納付することができることを教えたとする知人も、既に他界しており、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、父親が、昭和59年12月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年8月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一町内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3629

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から46年3月まで

私が学生の時の昭和41年ごろに、母親が、区役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その後、私が就職する昭和52年4月まで、母親が、両親及び私の3人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろに、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親からは当時の状況について聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は、昭和46年10月ごろに行われたものと推認され、その時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から9年9月まで

私は、同居していた友人に勧められて、平成8年4月ごろに区役所分室で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、友人と一緒に区役所分室や金融機関で納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月ごろに区役所分室で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、区役所分室や金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期や納付金額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた形跡はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号導入後の期間を含んでおり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3631 (事案 1638 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 49 年 1 月まで

私は、昭和 49 年 2 月に市役所の出張所において、国民年金の加入手続を行った際、同出張所内にいた社会保険事務所(当時)の職員から特例納付を勧められたことから、申立期間の国民年金保険料の一部をその場で納付し、その後、残りの保険料を何回かに分けて郵便局で納付したにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

前回、口頭意見陳述の時に提出した 3 人の友人が記載した資料を、証言として再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従前、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 2 月ごろは、特例納付が可能な期間であり、その当時申立人が居住していた市では、社会保険事務所の職員が市役所の出張所に出向いて、特例納付の対応を行っていたことは確認できるものの、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が特例納付を行ったことをうかがわせる形跡も見当たらないこと、及び納付額についての申立人の記憶は定かでなく、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料を特例納付と過年度納付した場合の合計額と大きく相違することなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 25 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、前回申立ての口頭意見陳述の際に提出した3人の友人が記載した資料を、今回当委員会に再提出して、昭和49年2月に市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料の大半を一括して納付したことを友人に話したと主張しているが、当該資料は、申立期間当時から長年月後の平成17年ごろに申立人と一緒に4人で旅行した時に、申立人から、未納であった保険料をまとめて納付した話を聞いたことがあると証言しているものであり、その証言からは申立期間当時の保険料の具体的な納付状況が不明であることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3632

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 42 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 42 年 11 月まで

私は、実家の住所地に住民登録したまま、県外に居住し大学に通学していたことから、私が 20 歳の時に、父親が私の国民年金の加入手続を町役場で行ってくれた。

父親が、私の申立期間の国民年金保険料を、いつ、どこで、どのように納付していたかは分からないが、私が昭和 42 年 12 月に再び実家を離れる際に、父親から、「これまでの国民年金保険料は私が納めておいたから、これからは自分で納めるように。」と言われて、国民年金手帳を手渡されたことを憶えている。

申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の父親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 10 月に払い出されており、オンライン記録でも、申立人が国民年金の被保険者資格を初めて取得したのは、同年 4 月とされていることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から4年3月までの期間及び14年4月から17年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から4年3月まで
② 平成14年4月から17年11月まで

私の父親が、私が20歳になった平成元年*月ごろに、私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、父親が集金人に納付していたはずなのに、申立期間①が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

また、私は、平成13年8月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の父親が、申立人が20歳になった平成元年*月ごろに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の父親は、加入手続の場所や保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、申立人が国民年金の被保険者資格を初めて取得したのは、平成13年8月とされていることから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間①当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、平成13年8月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は、保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であることから、申立期間②当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、44か月に渡る申立期間②の記録管理が適切に行われていなかったものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3634

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 49 年 9 月まで
私が 20 歳の時に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで父親が集金人に家族 3 人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。一緒に納付していた両親が納付済みとされているにもかかわらず、私だけが国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 58 年 6 月ごろと推認でき、申立人は同年同月に国民年金に任意加入している上、49 年 3 月から 54 年 4 月までの期間について、厚生年金保険に加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間又は厚生年金被保険者期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

夫の会社が倒産したため、夫の実家のある市に転居した昭和35年ごろ、夫が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金手帳が発行されたかは記憶にないが、現在はオレンジ色の手帳を1冊所持している。

申立期間の国民年金保険料については、夫が夫婦二人分の保険料を納付書で納付していたと思う。保険料の金額及び納付の頻度については記憶にない。今回、ねんきん特別便の記録を見て未納期間があることを知ったが、夫が納付したはずなので申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年ごろに申立人の夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の夫も既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者のうち、20歳到達直後に加入した被保険者及び任意加入した被保険者の保険料納付開始日から、昭和43年2月ごろと推認され、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、納付可能であった41年1月から保険料の納付が始まったものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を納付書により納付し

たと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市では、過去の保険料をさかのぼってまとめて納付する場合を除いて、国民年金手帳に国民年金印紙を貼^はり付ける方法を取っていたことが確認でき、申立内容と一致しない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3636

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 40 年 6 月まで

私が 20 歳になった時に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚する時に父親から国民年金手帳を渡された。その際に父親から「これまでの保険料はすべて払ってある。」と言われたことから、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は、既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 9 月に払い出されていることが確認できる上、申立人がその父親から受け取ったとしている国民年金手帳も、同年同月に発行されていることから、この時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3637

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 49 年 3 月まで

私は、20 歳になった時は大学生だったが、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた母親が、私を国民年金に加入させ保険料も納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることについて、もう一度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年*月に大学生であった申立人が 20 歳になったことにより、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、当時同居していた申立人の両親の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 50 年 2 月ごろと推認でき、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、自らが所持する年金手帳に、「はじめて被保険者となった日」が 20 歳の誕生日の前日である昭和 46 年*月*日と記入されていることから、その母親が同年同月からの国民年金保険料を納付していたと思うとしているが、この日は、国民年金の被保険者資格を取得した日であって、加入手続時期にかかわらず、原則として強制加入期間の初日までさかのぼる

こととされていることから、保険料納付の始期を特定するものではない。しかも、申立人が所持している2冊の年金手帳の色はオレンジ色であり、当該様式の年金手帳の交付が始まったのは49年11月以降であり、申立人はこれ以外の年金手帳を所持した記憶がないことを踏まえると、申立人の母親が46年*月に申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 10 年 10 月 31 日まで

私は、A社に平成9年5月1日から10年10月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録ではその期間の標準報酬月額が給与月額より著しく低い額となっている。

当時、給与月額は40万円ぐらいあり、A社退職後の雇用保険失業給付はその額に基づいて受給した記憶があるので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、明確に記憶していない上、平成10年初めから給与の支払が無く、現在まで未払になっていると述べている。

また、A社の厚生年金保険の被保険者10名全員に文書照会したところ、1名は給与額と標準報酬月額は一致しているとし、もう1名は不明との回答があったが、それ以外は回答が無く、電話番号も不明のため、当時の事情を聴取できない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されていることは確認できない。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を保存しておらず、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2711 (事案 688 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 1 月 20 日まで
② 昭和 44 年 7 月 27 日から同年 8 月 21 日まで

A社に在籍していた申立期間に係る当初の年金記録確認神奈川県第三者委員会の判断後、新たに証言してくれる同僚が見つかったので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社には申立期間の関係資料等が保存されていない上、当時の従業員からの供述も得られず、勤務実態を確認できないこと、及び事業主が申立人に対して発行した在職証明書は根拠が曖昧であり信憑性が低く、申立期間の勤務実態を証明する証拠として認めることはできないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立期間にA社に勤務していたことを証言できる同僚を挙げたが、その同僚は、申立人は確かに勤務していたが、申立期間に勤務していたかどうかまでは覚えていない旨を供述していることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 26 日から平成 3 年 12 月 13 日まで
A 社に勤務していた期間に支払われた給与額と厚生年金保険における標準報酬月額が違っている。提出した給与明細書に記載されている総支給額の方が標準報酬月額よりも高く、間違いは明白なので迅速に記録の調査及び訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が提出した A 社の給与明細書に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおり、オンライン記録の標準報酬月額より、2 等級から 6 等級高いことが確認できる。

しかし、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う控除額と一致しており、一部期間においてはオンライン記録に見合う控除額よりも低くなっている。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定されるのは、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額となる。

なお、A 社に照会したところ、「申立人から、給与の手取額を多くして

ほしい、と言われたことから、そのことについて考慮した結果、当社での勤務において当初は短期間の契約であったこともあり、雇用保険には加入させず、厚生年金保険については低い標準報酬月額で届出を行った。そのことは申立人にも説明している。」との回答であった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで、A社で勤務していたはずだが、厚生年金保険の記録によると、38 年 9 月 1 日から 39 年 7 月 1 日までの期間が被保険者期間となっておらず納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険の扱いについて、「1年程度は研修期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答しており、経理担当であった者は厚生年金保険の加入手続について、「社長の指示で行っていた。入社と同時に加入させていたわけではない。」と回答している。

また、複数の同僚は、A社における資格取得日よりも前に入社している旨を供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から40年10月2日まで
② 昭和42年2月1日から47年7月1日まで

申立期間①及び②について、それぞれ脱退手当金の支給を受けた記録になっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

また、申立期間①について、申立期間に係る最終事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が付されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金が支給決定された昭和41年3月29日の約2か月前の同年1月11日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間②についても、申立期間に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が付されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人の厚生年金保険の被保険者記号番号は申立期間②と申立期間②の後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給

したために被保険者記号番号が異なっているものと考えてのが自然であり、このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという以外に、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 11 日から 41 年 5 月 21 日まで
昭和 38 年 1 月に A 社を退職した際に、脱退手当金を 2 万円程度支給されたのは覚えている。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、その後に勤務した B 社及び C 社に係る厚生年金保険の被保険者期間が、C 社を退職した後に A 社の被保険者期間も含めて、脱退手当金で支給済みという記録になっている。当該脱退手当金を受給した記憶がないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務した A 社の被保険者期間に係る脱退手当金を、同社の退職後に受給したと主張しているが、同社の退職後に脱退手当金の支給記録は無く、同社の後に勤務した B 社では同一の年金手帳記号番号になっていることを踏まえると、A 社の退職後に脱退手当金を受給していたとは考え難い。

また、申立期間②に係る C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、A 社、B 社及び C 社のすべての被保険者期間を基礎として支給されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月から25年1月1日まで
② 昭和28年4月から29年1月1日まで

A社（現在は、D社）B所に昭和22年1月から25年11月まで坑外員として勤務していたが、申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。また、叔父の紹介で入社したC社に28年4月から29年5月まで勤務していたが、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な申立内容及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得している複数の従業員は、入社してから2年ないし3年間は厚生年金保険に加入していなかったと述べている。

また、D社は、当時の資料が確認できないことから、厚生年金保険の取扱いは不明であると回答しており、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していない。

申立期間②について、申立人は当該期間におけるC社での仕事内容を具体的に記憶していることから同社で勤務していたものと推認できる。

しかし、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員は、「採用当初は日雇の日給制だった。社員になると厚生年金保険に加入できた。」と供述している。

また、申立人が同時期に入社したとする複数の同僚の資格取得日は、申立人と同じ昭和29年1月1日であることから、C社では入社後、一定期

間経過してから厚生年金保険に加入させていた状況がうかがわれる。

さらに、事業主は、申立人の申立期間②に係る在籍記録が無いとしており、当時の状況を確認できない。

このほか、申立期間①及び②について、保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月1日まで
② 昭和24年3月25日から27年6月20日まで
③ 昭和27年6月21日から33年3月31日まで

平成21年4月に社会保険事務所(当時)で私の厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間の記録が見つかったが、既に脱退手当金として支給したと言われ驚いた。A社B工場には大勢の工員がいたが、脱退など聞いたことがない。自分で脱退手当金の請求手続きをしていないし、受け取ってもいないので厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっていることを踏まえると、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和33年8月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年9月1日から29年6月13日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和29年9月1日から33年2月1日までの期間、35年10月21日から36年5月10日までの期間及び37年2月1日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年9月1日から29年6月13日まで
② 昭和29年9月1日から33年2月1日まで
③ 昭和35年10月21日から36年5月10日まで
④ 昭和37年2月1日から同年6月1日まで

私は、申立期間①はA社B所に勤務していた。脱退手当金については、女性が結婚のため会社を辞めると一時金としてもらえることは知っているが、私はもらっていない。

申立期間②は、結婚した昭和28年5月の1年4か月後の29年9月にA社B所から呼び戻され、子供が生まれた33年まで勤務していた。

申立期間③及び④について、私は、35年10月1日から41年4月28日まで、C社で働いていた。同社には継続して勤務しており、辞めた覚えは無い。厚生年金保険の記録が抜けていることはありえない。

当時の給与明細書等の資料は保存していないが、申立期間①を厚生年金保険の支給対象期間として、申立期間②から④までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B所において申立人の資格喪失日の前後2年間に資格喪失した者で、同社B所で2年以上の被保険者期間のある者の脱退手当金の支給状況をみると、申立人を含む7名中4名に支給記録があり、資格喪失後、約10か月以内に脱退手当金が支給されていることが確認で

き、そのうちの一人は「脱退手当金の詳しい説明は無かったが、手続は会社が行った。」と供述しているとともに、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという以外に、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、申立人及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間にA社B所に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚が、申立人は結婚して退職した後はパートタイマー又はアルバイトとして勤務していた旨を述べており、そのうちの1名は、「申立人は仕事が忙しいときだけ勤務していた。」と供述している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

申立期間③及び④については、申立人は、昭和35年10月1日から41年4月28日までC社に勤務したと述べている。

しかし、C社において申立期間③及び④を含む昭和35年10月1日から37年6月1日までの期間に厚生年金保険被保険者であった女性11名の被保険者記録を調査したところ、複数の従業員についても申立人と同様に被保険者期間の欠落を確認できる。

また、C社の同僚に照会しても、申立人の同社における勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できない。

加えて、申立人が申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間②から④までにおける申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
昭和 19 年 10 月 1 日付けの技術見習採用の辞令を保管していることから、その後、厚生年金保険被保険者資格を取得した記録のある 20 年 10 月 1 日までの期間について厚生年金保険被保険者の記録が無いのは納付できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 19 年 10 月 1 日付けの A 社の技術見習に採用するとの書面、20 年 4 月 1 日付けで昇給する旨の通知書及び同年 9 月 11 日付け在職証明書から、申立人は、同社に在籍していたことが確認できる。

しかし、A 社の同僚 16 名のうち、申立人と同様に、昭和 20 年 10 月 1 日に資格取得した者が 12 名確認できるところ、そのうち、資格取得日以前から勤務していたとする者が 7 名存在する。

また、申立人は、A 社の賃金内訳表を保管しているが、支払年月が記載されていないことから、申立期間の保険料控除について確認することができない。

さらに、A 社は、申立期間に係る資料は無く、申立人に係る保険料控除について確認することはできないとしている。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の名前は確認できなかった。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月から 36 年 1 月まで
② 昭和 52 年 11 月から 53 年 12 月まで
③ 平成 11 年 9 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社、B社及びC社に勤務していた時の厚生年金保険の記録が無いが、これらの事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚の証言から申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社は、その所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できず、事業主の所在は不明である上、申立人が名前を挙げた同僚も連絡先が不明であることから供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、B社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社は、その所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できず、事業主の所在は不明である上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録から、申立人は、当該期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、C社の事業主の証言により、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社は、平成8年8月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社のグループ会社であるD社も、平成11年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時はいずれの事業所も適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は当該期間における保険料の控除は不明であると述べており、同僚も連絡先が不明であることから、供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和19年4月1日から勤めているが、厚生年金保険の被保険者期間が20年6月1日で終わっている。20年6月及び同年7月は同社B工場に異動と言われて、C市に行ったが同社のB工場ではなく、近くのDで飛行機の部品を作っていた。申立期間は、厚生年金保険料を納めていたはずなので被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、一緒に異動したとする複数の同僚の証言から、A社で働いていたことは推認できる。

しかし、申立人は、A社本社が保管している健康保険被保険者台帳から、同社本社で昭和20年6月1日に健康保険のみ資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が一緒に異動したとする複数の同僚についても申立人と同様に申立期間の厚生年金保険の被保険者記録はなく、同社の健康保険被保険者台帳から健康保険のみ資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人及び一緒に異動したとする複数の同僚について、A社B工場で被保険者資格を取得した形跡は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 40 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。当時、私は住み込みで働いており、仕事を辞めると住むところがなくなってしまうため、次の仕事を決めてから辞めていた。A社では昭和 40 年 3 月 1 日から、B社では同年 11 月 1 日から働き始めたのは間違い無いと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が当該期間にA社に在籍していたことを記憶していた同僚はおらず、事業主の連絡先も不明なため勤務実態を確認することができなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社の全 20 名の被保険者の資格取得日を確認したところ、申立人の資格取得日（昭和 40 年 9 月 1 日）には、同時に 4 名が資格取得しており、その前後は、39 年 9 月 1 日及び 41 年 9 月 1 日に、それぞれ 1 名が資格取得しているなど、同社は、一定期間内に採用した者をまとめて加入させていたことがうかがえる。

申立期間②について、B社が保管している労働者名簿から、申立人は当該期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人とほぼ同時期に勤務していた複数の従業員について、労働者名簿に記載されている雇入年月日と厚生年金保険の資格取得日と比較したところ、同日、およそ 1 週間後、申立人と同様に 1 か月後とな

っているなどさまざまであることから、同社では、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、B社の事業主は、「当時の事業主は、既に死亡しており、また、事業所が移転したため、賃金台帳や源泉徴収簿等は保存しておらず、申立人の保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立期間①及び②において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

加えて、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、平成元年 10 月 1 日に A 社に契約社員として入社し、2 年 3 月 31 日に退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日も同年 3 月 31 日と記録されているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に平成 2 年 3 月 31 日まで勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社は、「申立期間当時の厚生年金保険料は、翌月控除であり、退職日の月末が休日の場合は厚生年金保険料の徴収は行わず、健康保険組合の保険料のみ徴収したので、申立人の給与からは、平成 2 年 3 月の厚生年金保険料は控除していない。」旨の説明をしている上、同社の仮受金科目記入帳においても、申立人の同年 3 月の厚生年金保険料の受取記録は確認できない。

また、A 社で申立人と同様に平成 2 年 3 月 31 日に退職した職員も申立人と同様の厚生年金保険の加入記録となっており、同社の仮受金科目記入帳においても申立人と同様に同年 3 月の厚生年金保険料の受取記録は確認できない。

さらに、厚生年金基金の被保険者資格の喪失日は平成 2 年 3 月 31 日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月ごろから26年5月1日まで

私は、新聞広告の募集で昭和25年6月ごろA社に入社し、資料の作成業務を26年5月1日まで行っていた。B社創設の際に、社長の指示により、退社、入社の手続きも無く同社に移った。同社での厚生年金保険記録があるのに、A社で勤務した記録が無いのは不自然である。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していた場所及び仕事の内容を詳細に記憶しており、また、A社とB社の事業主は同一であることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚は、「当時は、すぐ辞める人も多かったため、女性社員は、3か月ぐらいの見習期間があった。社会保険に加入させるか否かは社長が決めていた。」と証言している。

また、他の同僚は、「私もA社に3年間在職していたが、厚生年金保険期間は1年ぐらいしかない。」と証言している。

さらに、申立人は、A社に入社した際、7、8名の女性社員がいたと記憶しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると昭和25年6月時点の女性加入社員は5名であり、数名の女性社員は加入しておらず、従業員ごとに厚生年金保険の加入取扱いが異なっていたことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも申立期間における申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2725 (事案 661 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 14 日から 60 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 59 年 12 月末まで A 社に勤務していたが、52 年 3 月 14 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、それ以降の加入記録が無い。

今回、再申立てをするに当たり、特に新しい資料などは無いが、A 社は厚生年金保険を脱退したものの、申立期間についても営業しており、私は給料から保険料を引かれていたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の家族の証言により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は昭和 52 年 3 月 14 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は、同年 12 月 5 日から平成 12 年 4 月 30 日まで、B 市の国民健康保険に加入していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等が無いものの、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後も営業しており、申立期間について、継続して給与から保険料を控除されていたはずであると主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 28 日から 46 年 8 月 1 日まで
平成 9 年に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際に、A 社で働いた分について、脱退手当金が支払われていることを初めて知った。申立期間について、脱退手当金の支給を受けた覚えは全く無いので、被保険者期間として年金に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 11 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 31 日から 51 年 4 月 1 日まで
オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないが、私は昭和 50 年 8 月に B 社を退職し、同社に勤務していた者 6 名と共に A 社を立ち上げた。申立期間に A 社に在籍し、給与から保険料を控除されていたことは間違い無いと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に A 社に勤務していたことは当時の同社の代表取締役及び同僚の証言から推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 51 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる上、当時の代表取締役は、「適用事業所となる前の期間に給与から保険料を控除することはしていないと思う。」と供述しており、同僚のうち 1 名も、「会社が社会保険に加入してから保険料を控除された。」と供述している。

また、A 社を立ち上げた同僚 6 名中 3 名が、B 社を退職してから A 社が適用事業所となるまでの期間である当該申立期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 1 日から 34 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）で、私の年金記録を確認したところ、私が A 社に勤務した昭和 27 年 11 月 1 日から 34 年 1 月 31 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が脱退手当金支給済みとなっているが、受給した覚えはないので、脱退手当金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 4 月 11 日に脱退手当金の支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立期間に係る事業所の当時の同僚は、「事業主が代わりに請求した。」と供述しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 5 日から 45 年 6 月 4 日まで
オンライン記録では、A社で昭和 45 年 6 月 4 日に資格取得となっているが、私は、42 年 9 月 4 日に同僚と一緒にB社を退職し、翌日には、同僚の紹介でA社に正社員として入社し、46 年 7 月ごろに退職した。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 45 年 6 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所でないことが確認できる。

また、複数の同僚は、「新規適用前に給与から厚生年金保険料を控除されていたかは分からない。」「社長から社会保険に入る説明を受けた記憶がある。」と供述している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 5 日から 35 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 28 年 8 月から 35 年 1 月まで A 社に勤務していた。C 工事現場等に直行直帰して電気工事の作業をしていた。また、女子社員が工事現場まで毎月の給与を届けてくれていたと記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A 社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人は、「現場へは直行直帰が多く、会社に行くことは余りなかった。」と述べているが、当時、現場作業に従事していた者は、「直行直帰をすることはほとんど無く、会社に出勤してから現場に移動し、一日の作業が終わったら帰社していた。」と述べている上、申立人は、「事業所の女子社員が毎月の給与を工事現場まで届けてくれた。」と供述しているが、当時の A 社の女性経理担当者 2 名は、「工事現場に給与を届けるというようなことは無かった。」と供述している。

また、複数の同僚は、当時、A 社では社員旅行や登山などの催しが行われ、正社員はほとんど参加していたと述べているが、申立人は催しについては記憶していないと述べている。

さらに、申立期間のうち、昭和 32 年 9 月 1 日から 35 年 1 月 5 日までの期間については、A 社は、32 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の小売部門を独立させた B 社が 31 年 8 月 22 日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人は、同社については記憶していないとしている上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票にも申立人の氏名の記載は無い。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月から36年6月まで
A社に入社し、昭和33年7月から36年6月までB県Cダムの工事をしていた。その当時の氏名は、旧姓を使っていたので、その点も含めて調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主によると、「従業員名簿に申立人の氏名が無いため、申立人は正社員ではなかったと思われる。当時、労務者（機械オペレータ等を含む。）を^{ようじん}傭人、雇員といった資格で雇用し、雇用保険及び健康保険には加入させたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は、「技能要員であった。」と述べているところ、申立人の同僚は、「昭和29年11月にA社に入社し、技能要員として働いた。3年2か月後に登録要員に登用され、厚生年金保険に加入できた。」と供述している上、申立人と浄水場工事で一緒に働き、同時期にCダムの建設工事に携わったとする同僚の資格取得日は、申立人の退職後の36年9月21日であることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、A社の従業員は「当時、技能要員と登録要員がおり、登録要員については厚生年金保険に加入させていたと聞いたことがある。」としている。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を保有していない。

このほか、申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から同年11月まで
叔父の紹介でA社に入社した。社員は5名ほどであった。昭和22年4月から同年11月まで勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申立内容から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、「A社は、同じビルの3階に入居していたB社の子会社かもしれない。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた上司、同僚もA社ではなく、B社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できることから、A社の従業員は、B社において厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

しかし、上記の上司及び同僚は、B社において昭和22年12月1日以降に被保険者資格を取得しており、申立期間は被保険者となっていない。

さらに、A社及びB社は連絡先が不明であり、同僚も死亡又は連絡先不明のため、供述を得ることができない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立期間について、保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月ごろから33年5月ごろまで
私は、昭和30年7月ごろから33年5月ごろまでA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時、一緒に働いていた同僚は厚生年金保険に加入していて、私も健康保険被保険者証を持っていたと思うので、私だけ厚生年金保険に未加入というのは納得がいかない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言及びA社の同僚に関する申立人の記憶から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人がA社の同僚として名を挙げた2名は、同社には試用期間があったと供述しており、それぞれ入社してから、9か月後、及び33か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社してすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、A社の専務取締役は、「申立期間当時の経理、社会保険の担当者は既に死亡しており、申立期間当時の資料は保管していない。」としていることから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 8 日から同年 12 月 8 日まで
私は、A社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間のうち、昭和 58 年 10 月 1 日から同年 11 月 20 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、厚生年金保険の取扱いについて、A社の事業主に確認したところ、申立期間当時は入社と同時に加入手続をせず、3か月の試用期間後に正社員にしていたので、保険料控除も行っていないと回答しており、さらに、申立人と同時期に入社したとする者から、入社してから3か月間は厚生年金保険に加入させてもらえず、保険料を控除されていなかったとの供述が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 1 日から 7 年 11 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）から、私の厚生年金保険の記録について、事実と反して標準報酬月額を引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明を受けた。

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い額に訂正されているので、調査の上、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間のうち、平成 6 年 5 月 1 日から 7 年 9 月 30 日までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、6 年 5 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 11 月 30 日、以下「全喪日」という。）の後の同年 12 月 1 日付けで、さかのぼって 12 万 6,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できる上、同社の代表取締役は、「社会保険関係の手続は、経理担当取締役であった申立人にすべてを任せており、印鑑も預けていた。」と供述しており、また、当時の複数の従業員は、「申立人は、事実上の経営者であり、社会保険や経理の責任者だった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が行った「不適正な^{そきゅう}遡及訂正処理の可能性のある記録のうち年金受給者（約 2 万件）への戸別訪問調査」の申立人に係る質問応答書には、「社会保険関係の手続は自分が行っていた。保険料の滞納があり、管轄社会保険事務所に呼ばれ、保険料は払ったことにするから

社会保険を脱退しろと言われ、書類に印鑑を押したと思う。」との記載がみられることから、申立人は、当該標準報酬月額減額処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務の権限を有する取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年10月1日から同年11月30日までの期間については、オンライン記録によると、同社の全喪日より前の、同年10月6日付けで、同年10月1日に申立人の標準報酬月額を12万6,000円とする標準報酬月額の改定が行われており、これは、A社の届出による事実を則した処理であると考えられ、社会保険事務所において不合理な処理が行われたと言うことはできない。

また、A社は既に解散しており、賃金台帳等の関連資料は無く、申立人も給与明細書等の資料を保管していないことから、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 4 日まで
社会保険事務所(当時)から過去の厚生年金保険の記録が判明したとの連絡があり出かけたところ、当該期間は、脱退手当金を支給済みとの回答だった。A事業所については、退職後に一時金を受給した記憶があるが、B事業所については、退職後に被保険者証を渡された記憶は無く、厚生年金保険の被保険者番号も違うはずで受給するはずは無い。また、申立期間の後に勤務したC事業所については厚生年金保険に加入していた認識は無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっている上、申立人が受給を認めているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者記号番号と、合算された申立期間に係るB事業所及び申立期間後のC事業所における厚生年金保険被保険者記号番号は同一の記号番号であることが確認でき、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことをうかがえる事情も無いことを踏まえると、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人が受給したとする一時金の金額と支給決定された脱退手当金の金額は、ほぼ一致しており、申立期間を含む合算された期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から同年12月19日まで

私は、昭和23年にA社（現在は、B社）に入社し、37年に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、25年5月1日に資格を喪失し、同年12月19日に再取得したことになっている。会社を一度退社し、再入社をしたことは無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は「私は、A社の事業主の親族である。」と述べているところ、申立人と同様に同社が新規適用事業所になった昭和23年5月21日に厚生年金保険の被保険者となった従業員のうち、被保険者期間に欠落がある者が申立人を含めて6名おり、そのいずれの従業員も申立期間当時の事業主の親族である。

また、上記の者のうちの1名は、「社長の指示により、厚生年金保険の被保険者資格の喪失の処理をしたことがあり、自分も社長に言われて厚生年金保険の資格を喪失した。」と供述している。

さらに、申立期間当時の事業主は、既に死亡している上、現在の事業主は、「申立期間当時の関係書類は無い。」としており、申立人には、給与明細などの保険料控除を確認できる資料や保険料控除に関する具体的な記憶が無く、厚生年金保険料の控除を推認できるその他の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月から 20 年 8 月まで
② 昭和 59 年 12 月から 62 年 2 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については、加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、夫は、申立期間①にはA社B所、申立期間②にはC社に勤務しており、その後の就職の際に作成した履歴書にも、申立期間①及び②の勤務履歴を記載していることから、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の作成した履歴書の控えに、「昭和 19 年 4 月にA社B所会計課入社」と記載されている。

しかし、申立期間①うち、昭和 19 年 4 月から同年 10 月 1 日までの期間は、労働者年金保険法の施行時期であり、申立人は、当該期間については、一般職員として労働者年金保険の被保険者の対象ではなかったものと推認される。

また、申立期間①のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月までの期間については、A社B所における労働者年金保険被保険者名簿によると、19 年 4 月 1 日の被保険者資格取得者を最後に、当該期間に被保険者資格を取得した者はいない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、申立期間①の記録は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立人の作成した履歴書の控えに、「C社で昭和59年12月から62年2月までの期間勤務した。」と記載していることから、当該期間に申立人がC社で勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の事業主は、「申立人は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間②のうち昭和59年12月1日から60年11月19日までの期間は、国民年金に加入している。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は見当たらず、整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から平成 7 年 10 月 16 日まで
私が勤務していたA社では、原則として毎年昇給が実施されていたと記憶している。しかし、昭和 55 年 9 月までの標準報酬月額は 18 万円であったが、同年 10 月からの標準報酬月額は 17 万円に下がっている。また、60 年 8 月から平成元年 7 月までの標準報酬月額が 48 か月にわたり 28 万円となっている。上記の期間について特に納得がいかないが、昭和 55 年 10 月から退職した平成 7 年 9 月までの標準報酬月額が適正であるか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 9 月までの標準報酬月額が 18 万円であったのに、同年 10 月から標準報酬月額が 17 万円に下がっていることについて納得できないと主張している。

しかし、A社が保管していた当時の「賃金事項」によると、昭和 54 年の基本給は 15 万円、55 年の基本給は 15 万 8,100 円となっており、基本給は上昇していることが確認できるものの、それ以外の手当額が不明であるため、給与総支給額及び保険料控除額を確認することができない。また、申立人とほぼ同年代でほぼ同時期に同社に入社した同僚 11 名の標準報酬月額を調査したところ、標準報酬月額が従前よりも下がっている期間がある者は、多数見受けられる。

申立人は昭和 60 年 8 月から平成元年 7 月までの標準報酬月額が 48 か月にわたり 28 万円となっているが、昭和 60 年に職位昇格し、62 年 8 月から 10 月ごろは給与が 30 万円であったと主張している。

しかし、事業主は、「当社は外資系であり、毎年、前年の個々の従業員の業績に応じて給与を決定していた。毎年、必ず定期昇給を行っていたわけではない。」と回答している上、A社の当時の関連資料も無いことから、給与総支給額及び保険料控除額を確認できない。なお、上記同僚 11 名についてみても、48 か月にわたり標準報酬月額が同額となっている者はいなかったが、36 か月にわたり同額となっている者は複数名見受けられた。

また、A社が保管している平成6年及び7年の賃金台帳では、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額と同額であることが確認できるとともに、同社が保管していた申立人の7年10月16日の資格喪失に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書でも、オンライン記録どおりの届出がされていることを確認できる。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額は、上記同僚 11 名の標準報酬月額と比べても、不自然な点はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から28年1月1日まで
私は、昭和25年9月にA社に入社し、B社の下請の仕事で27年末まで続けた。26年に失業保険を受給するため、公共職業安定所に行った記憶がある。雇用保険に加入していれば厚生年金保険にも加入していたはずなのに、社会保険庁（当時）の記録では、その期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。納得できないのでその期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務場所や勤務内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶している同僚については、住所や連絡先が不明であるため、厚生年金保険料控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人は、A社には昭和27年末まで勤務していたと主張しているが、26年4月に失業保険を受給するためC駅に行ったとしていることから、申立人が申立期間のうち同日以後の期間に同社に勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2741 (事案 1929 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 5 日から 33 年 6 月 1 日まで
年金記録確認神奈川地方第三者委員会から、昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 12 月 1 日までの期間については、認められたが、32 年 5 月 5 日から 33 年 6 月 1 日までの期間については認められない旨の文書もらった。

しかし、A社に行って在籍について確認したところ、昭和 33 年 3 月 3 日から 34 年 4 月 20 日までは本採用であったとの回答を得た。

また、記憶では 32 年 5 月 5 日から働いていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社の入社日は、同社の退職者名簿には 33 年 3 月 3 日と記載されており、このほかに申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、A社から昭和 33 年 3 月 3 日から 34 年 4 月 20 日までは本採用であったとの回答を得た上、32 年 5 月 5 日から働いていた記憶もあると主張するが、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。